

ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）は、AFormsUpload 1(以下「本ソフトウェア」といいます）に関して、本ソフトウェアの正規製品をご購入頂くお客様（個人法人を問いません）とビビッドカラーズ株式会社（以下「当社」といいます）との間で締結される契約書です。お客様が、本ソフトウェアをコンピューターにインストールした時点で、本契約書が成立したものとします。本契約書に同意されない場合、お客様は本ソフトウェアをお使い頂くことはできません。本ソフトウェアは、ソフトウェアプログラムおよびそれに関連したドキュメント（マニュアル等の印刷物やオンラインで提供される電子文書等）を含みます。

第1条 使用条件

当社は、お客様に対し、以下の譲渡不能の非独占的な権利を許諾します。

1. 本ソフトウェアの使用

お客様は、本ソフトウェアを、購入ライセンス数を上限とする数のサイトにインストールして使用することができます。

その際、一時的に利用される検証環境やスタンバイ環境、アクセスの限定された開発環境を、一体として1つのサイトと考えます。

2. ドキュメントの使用

本ソフトウェアのドキュメントは、お客様が本ソフトウェアを使用するうえで必要最低限複製して印刷することができます。

3. 本ソフトウェアの代替、改変、およびアップグレード版

当社から提供される本ソフトウェアの代替、改変、またはアップデート版を、本契約書を準用するか、別途本契約書に代わる契約書に従って、使用することができます。

4. 利用者

本ソフトウェアにお客様とは異なる利用者がいる場合、利用者もお客様と同様に本契約に従うものとし、お客様はそれを保証するものとします。

第2条 制限

1. お客様は、本ソフトウェアを本契約書で許諾された以外に複製あるいはインストールすることはできません。
2. お客様は、本ソフトウェアを、リバースエンジニアリング等によって解析することはできません。
3. お客様は、お客様自身で、本ソフトウェアのいかなる部分も削除及び改訂することはできません。
4. お客様は、当社が保証する動作環境以外で、本ソフトウェアを使用することはできません。
5. お客様は、有償、無償にかかわらず、本ソフトウェアを第三者に譲渡、貸与、再使用許諾、公衆送信、レンタル、リース、中古品取引をすることはできません。

第3条 解除

お客様が本契約書に違反した場合、当社は、本契約を解除することができます。その場合、お客様はただちに本ソフトウェアの使用を中止しなければなりません。

第4条 著作権

本ソフトウェアの著作権、及び本ソフトウェアで実施されている発明、ノウハウ、その他の知的財産権は、当社に帰属します。

第 5 条 輸出規制

お客様は、日本国の輸出規制または諸外国の輸出入管理に関する法令に違反して、直接、間接を問わず、本ソフトウェアを輸出（インターネット経由含む）することはできません。

第 6 条 保証条項

1. 当社は、お客様に対して、本ソフトウェアを当社所定の使用環境で使用する限り、当社が定める仕様どおりに稼働することを保証します。
2. 当社は、お客様に対して、本ソフトウェアの使用がお客様の特定の目的に適合すること、お客様の個別の問題を解決することを保証するものではありません。
3. 当社は、お客様に対して、本ソフトウェアに重大な不具合、瑕疵があった場合に、その瑕疵の程度に応じて、当社所定の条件にて交換や修補プログラムの提供、解決方法に関する情報提供を行います。瑕疵の保証については、本項に定める範囲を限度とします。
4. 当社は、お客様に対して、お客様が本ソフトウェアの使用または使用不能から生じるお客様又は第三者の直接的損害及び間接的損害（逸失利益の喪失、事業の中断、事業情報の損失、またはその他の金銭的損失を含みますがこれらに限定されません）に関して一切責任を負いません。
5. 当社は、お客様に対して、本契約書に違反することで生じた問題、本ソフトウェアの使用に関してお客様と第三者との間で生じた問題に関して責任を負いません。

第 7 条 秘密保持

お客様は、当社から得た当社の機密に係る情報を、第三者に開示または漏洩できません。

第 8 条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約成立の時から、お客様が本ソフトウェアの使用を終了する時までとします。

第 9 条 規約変更

当社は、ウェブサイト上の掲示、電子メール、郵便他当社が適当と判断する方法により、お客様に対して必要な情報を提供します。また、お客様の事前の了承なく、本規定の変更、差し替えができるものとし、以降は変更後の規定が適用されます。

第 10 条 管轄

本契約は日本法に基づくものとし、本契約に関連して法律上の紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11 条 特記事項

当社が本契約書の附則を明示した場合、その附則は本契約書の一部となるか、もしくは優先されるものとします。

以上